化学製品ＰＬ相談センター　2010年1月14日発行

アクティビティーノート〈第155号〉

Contents

2009年12月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2009年12月度 相談受付件数（ 11／20～12／18　実働：20日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・消費者団体	2	3	1	4	0	10	38%
消費生活Ｃ・行政	4	3	0	4	0	11	42%
事業者・事業者団体	0	0	1	2	0	3	12%
メディア・その他	0	1	0	1	0	2	8%
合計	6	7	2	11	0	26	
構成比	23%	27%	8%	42%	0%		100%

相談内容区分（改訂 2003年8月）

区分	内容
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

１．２． 受付相談事例および内容の紹介
―クレーム関連事案はすべて紹介しています。

◈ 事故クレーム関連相談－６件

1. 「妻が使用しているパソコン用に、１ヵ月くらい前に家具店で木製デスクを購入した。このデスクで妻がパソコンを使ったときに、吐き気や頭痛をうったえたることがあったが、医者にかかるほどではなかった。自分は、家で過ごす時間が短いためか、今のところ特に体に異常はない。今後、デスクの返品について家具店に交渉するつもりである。その交渉材料として、デスクからホルムアルデヒドなどの化学物質が放散しているか検査したいので、検査機関を紹介してほしい」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(http://www.nite.go.jp/jiko/network/)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されています(ただし、検査費用は依頼者の負担となります)。なお、今のお話だけでは奥様の体調不良の原因は分かりかねますが、デスクをお疑いであれば奥様のまわりからはなるべく遠ざけるよう、また返品については早めに家具店に相談し、デスクの検査をお考えであれば、検査を実施するまではできればデスクをポリ袋等に密閉しておくよう、相談者にお勧めください。

2. 「築40年の建物内に事業主が借りている部屋で、一人で事務仕事をしていた。５ヵ月くらい前に、その部屋のリフォームが行われ、施工４日後に仕事を再開した際に、まだ溶剤の臭いが残っていた。それから３日くらいして、喉および目の痛み、手のしびれなどの症状が現れた。事業主に事情を説明し、化学物質の室内濃度を測定するよう求めたが、すぐに対応してもらえなかった。そのままの状態で仕事を続けて５日くらい後に、内科を受診し医師にリフォームのことを話したところ、『原因物質を取り除く必要がある』と言われた。夫から事業主に対し強く要求した結果、別の部屋で仕事をすることになった。しかし、その後も症状は続いたので、約半月後に専門病院を受診したところ、『経過から、化学物質との関連は否定できない』と言われた。一方、施工から40日くらい経ってようやく、問題の部屋において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの濃度測定が行われた。結果はいずれも厚生労働省の指針値以下であった。現在、症状は少しずつ回復しているが、完治はしていない。１ヵ月前に事業主に対し治療費および慰謝料を請求したところ、『家主と直接交渉するように』との返答が３日前にあった。これからどうすればよいか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉

⇒事業主または家主の責任を問える可能性について、一度弁護士等の法律の専門家に相談してみることを、相談者に勧めてみてはいかがですか。

3. **「スパッツをはいたら皮膚が赤くはれ、病院で接触皮膚炎と診断された。スパッツのメーカーに申し出たところ、『現物を預かりたい』と言われたが、渡してしまってもよいのだろうか」という相談を受けている。〈消費生活C〉**

   ⇒今のお話だけでは相談者本人が具体的に何を希望しているのかが不明ですが、仮にメーカーに対する損害賠償請求等をお考えであれば、メーカーの対応に納得できなかった場合に現物が手元にないと不利になる可能性もあるでしょう。しかし、相談者自身が第三者機関による検査を行う場合、その費用は相談者本人の負担となります。また、今のお話だけでは接触皮膚炎の種類等が不明なため確かなことは分かりかねますが、製品の品質には問題がなくても、使用する人の体質などによって合わない場合もあります。まずは、症状について担当医からより詳しい説明を受けるとともに、△△社に要望を伝えた上で今後の対応についてよく話し合うよう、相談者にお伝えください。

4. **飼い犬がアトピー性皮膚炎を患っている。飼い主仲間に教えてもらった情報を参考に、低刺激性をうたっているペット用シャンプー○○を購入し、1ヵ月くらい前にそれで犬を洗った。その後、犬の体臭の出方がいつもと違うと感じた。1週間後に再び○○で犬を洗ったところ、犬の皮膚炎が悪化して皮膚に血がにじんだようになったほか、部分的に脱毛した。また、犬を洗ってやった自分の手にも、湿疹のような症状が現れ、取りあえず自宅にあった湿疹用の軟膏を塗っておいたら治った。○○には「使用後に異常が起きた場合は使用を中止する」という旨が表示されていたが、自分はこのような経験をしたのは初めてである。何か異物が混入していたのではないかと思ったので、メーカー△△に申し出て調査するよう要求し、現物を送った。後日、△△社から「検査の結果、品質に問題はなかった。異物の有無については検査できない」と言われた。しかし、他のペットが同様の被害を受けないようにするためにも、このようなことになった原因を知りたいのだが、どうすればよいか。〈消費者〉**

   ⇒「品質に問題はなかった」との発言の根拠について△△社に合理的な説明を求めるとともに、飼い犬の症状の原因について獣医にご相談ください。(なお、化学物質に対する感受性には個体差もあるため、製品には問題がなくても、使用する人・犬の体質などによって合わない場合もあり、低刺激性をうたっているものであっても、全ての人・犬にアレルギーが起こらないということではありません。)

5. **魚1尾およびエビ10尾を飼育している水槽(長辺約60cm)を置いている部屋で、4日前に△△社のゴキブリ用殺虫剤(1回使い切りタイプ)○○を使用した。○○には「観賞魚は、**

エアーポンプを止めて完全に水槽を密閉するか、部屋の外に出す」という旨が表示されていたので、エアーポンプを止めて水槽全体をポリ袋で二重に覆って粘着テープで密閉してから〇〇を使用した。所定の時間が経過後、１時間換気をしてから水槽の覆いを外したときには、魚にもエビにも異常はなかった。しかし、その翌日、エビが全て死んでいた。魚に比べて一般に敏感なエビに対する注意表示が不十分だと思い、エビおよび殺虫成分で汚染された水槽を弁償するよう△△社に要求したが、それには応じてもらえなかった。納得できなかったため、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒注意表示が不十分であるなど、〇〇に何らかの欠陥があり、かつ、その欠陥と損害との間に因果関係があると認められた場合には、△△社に対し製造物責任（ＰＬ）法に基づく損害賠償を請求することができます。ただし、欠陥や因果関係を立証する責任は原則として被害を申し立てる側にあります。水槽が汚染されているかについては検査機関で調べられる可能性もあります（ただし、検査費用はご自身の負担となります）が、エビの死亡原因については、飼育環境なども関与するでしょうから、特定することは極めて困難と思われます。［なお、今回の案件について、当事者の名称が特定できないように留意した上で、当センターから日本家庭用殺虫剤工業会（http://www.sacchuzai.jp/）に報告しました。］

6. 「２ヵ月くらい前に、メッセンジャーバッグ（外国製）を購入した。５日後に、そのバッグを肩から斜めがけにして自転車で走行中、バッグのベルトのアジャスター（プラスチック製）が突然折れ、ベルトが外れて前輪のスポークに巻き込まれたために転倒した。ケガはしなかったが、着用していたズボンの一部が切れたりスポークがゆがんだりした。また、かけていたメガネを紛失し、夜で暗かったため、探しても見つからなかった。輸入元△△に申し出て補償を求めたが、『２年前に約1,000個を輸入し、そのほとんどを出荷したが、そのような苦情は初めてであり、アジャスターの強度に問題はないはずだ』といって応じてくれなかった。さらに交渉を続けた結果、『検査機関を探してくれれば在庫品による強度検査を行う』と言われたので、検査機関を紹介してほしい」という相談を受けている。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページで「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/）を見たが、そのなかのどの製品分野に該当するか分からなかったので、どこか適当な検査機関を知っていれば教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉

⇒独立行政法人 国民生活センターのホームページに、履物・かばんを扱う商品テスト機関の一覧（http://www.kokusen.go.jp/test_list/u_bunrui/hif_02.html）が掲載されています。

◈ 品質クレーム関連相談－７件

1. １ヵ月くらい前にホームセンターで購入した外国製のステンレス製携帯用魔法瓶（容量1.0L）を、子どもの粉ミルクを調乳する際に使用していた。先日、この魔法瓶の中栓（材質：ＰＰ）を鍋で煮沸消毒したところ、著しく変形した。中栓の耐熱温度は110℃と表示されていたが、それが熱湯で変形することは考えられるか。また、安全性に問題はないのか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

   ⇒耐熱温度110℃のＰＰ（ポリプロピレン）が熱湯で変形することは通常は考えにくいでしょう。当該魔法瓶の輸入元に申し出て、変形した原因、安全性などを確認してください。

2. 「△△社の使い捨てカイロ（衣類に貼るタイプ）を衣類から剥がす際に、袋が破れてしまった。こぼれた中身は掃除したが、完全に取りきれていないかもしれない。幼い子どもがいるので、口に入れた場合の影響について△△社に問い合わせたところ、『安全だ』と言われたが、本当に安全かどうか第三者の見解を聞きたい」という問い合わせを受けている。これから日本カイロ工業会（http://www.kairo.jp/）に問い合わせるつもりだが、参考までに、使い捨てカイロの袋が破れたという相談が化学製品ＰＬ相談センターに寄せられていれば教えてほしい。〈消費生活Ｃ〉

   ⇒使い捨てカイロについて、低温やけどを起こしたとうったえる相談は寄せられていますが、袋が破れたという相談は寄せられていません。なお、（財）日本中毒情報センター（http://www.j-poison-ic.or.jp/）のホームページに掲載されている「中毒情報データベース」に、一般的な使い捨てカイロの成分の毒性、誤食した際の応急処置等について掲載されています。ただし、特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることはできませんので、「安全だ」との発言の根拠について△△社に合理的な説明を求めるよう、相談者にお伝えください。

3. エアコンを購入してから10年くらい経過したため、業者に依頼して洗浄しようと思い、インターネットで業者を探し、ハウスクリーニング業者（Ａ）に洗浄を依頼した。Ａ社から派遣されてきたフランチャイズ加盟店（Ｂ）による施工前の説明では、「使用する洗浄剤は無臭だ」とのことであった。２週間くらい前に作業が行われた際、洗浄剤をこぼされ、壁や畳に付着して不快な臭いがするようになった。また、エアコンを作動させると、エアコンからも同様の不快臭がしたほか、ほこりが吹き出て、空気清浄機のセンサーが空気の汚れを知らせるようになった。Ｂ店に申し出たところ、エアコンの再洗浄が行われ、その後はほこりは出なくなったが、作動させたときの不快臭はなくならなかった。再びＢ店に申し出て、今度はエアコンの水洗いが行われたが、それも効果がなかった。そこで、Ａ社に連

絡して現場を確認に来てもらったところ、「この臭いは当社オリジナル洗浄剤の臭いで、除去はできない」と言われた。体に害はないのかを尋ねたら、「害はない」と言われた。しかし、本当に害がないのか心配であり、また、このままではエアコンを使用できず困るので、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。「体に害はない」との発言の根拠について、Ａ社に合理的な説明を求めてください。一方、「使用する洗浄剤は無臭だ」と言ったにもかかわらず、洗浄後のエアコンから洗浄剤の臭いがするようになったことについては、契約上の問題としてＢ店の責任を問える可能性もあるでしょう。原状回復（臭いの除去）ができないのであれば、それに替わる対策について交渉してみるとよいでしょう（契約トラブルについては当センターでは十分な対応ができかねますので、必要であれば消費生活センターに再度ご相談ください）。

4. **果物栽培農家から、「業者に依頼して防風ネットを設置した。その防風ネットが不良品であった。防風ネットの製造業者名を施工業者に問い合わせているところである」という相談を受けている。不良品の問題なので“ＰＬセンター”で対応してほしいのだが、化学製品ＰＬ相談センターにまわしてよいか。〈消費生活Ｃ〉**

⇒当センターは防風ネットに関する専門的知見は持ち合わせておらず、また、今のお話だけでは相談者本人が具体的に何を希望しているのかも不明であり、当センターで十分な対応ができるか分かりかねます。まずは、相談者が貴センターに相談した目的を確認する必要があるでしょう。（なお、一般に“ＰＬセンター”では不良品などの品質に関する相談も受け付けていますが、製造物責任（ＰＬ）法そのものは、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律です。今のお話だけでは製品不良の内容等の事実関係が不明ですが、安全性に無関係な品質・性能の瑕疵については、同法は適用されません。）

5. **病院を経営している。新築移転して間もない病院のクッションフロア（灰白色）に、ワゴンなどの車輪の跡が黄色くついて取れない。建設会社△△に申し出たところ、「車輪のゴムによって変色したものだ」と言われた。建築施工前に、△△に病院の様子を見てもらった際、床にワゴンなどを置くことも伝えてあったが、クッションフロア（材質：ポリ塩化ビニル）がゴムで変色する可能性についての説明や注意はされなかった。△△社に対し、床の張り替えに要する費用を支払うよう要求したところ、「全額は負担できない」と言われたが、製造物責任（ＰＬ）法に基づき△△社の責任を問えないのか。〈その他（病院経営者）〉**

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律です。ここでいう「欠陥」とは、「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を指し、安全性にかかわらないような品質上の不具合は該当しないとされています。しかし、ＰＬ法の対象とならない場合でも、民法に基づく瑕疵担保責任、債務不履行責任等の要件が満たされていれば、△△社に対して損害賠償を請求できる可能性はあります。契約にまつわる事実関係を整理した上で、弁護士等の法律の専門家に一度相談してみてはいかがですか。

6. **１ヵ月くらい前に空港（国内線）の売店で子ども（当時生後11ヵ月）におもちゃ（対象月齢10ヵ月以上）を買い与えた。２週間くらい前に、そのパーツ（プラスチック製、約１cm）が取れてなくなっていることに気付き、すぐに探したところ子どもの口の中から見つかった。子どもにケガなどはなかった。おもちゃメーカーに申し出て、顛末書の提出を要求したところ、その４日後にメーカーから謝罪と現物確認に来た。「取れたパーツが通常より小さい。製造工程のミスと思われる」とのことで、現物回収および正常品との交換を提案されたが、現物を渡してしまうと証拠がなくなるため断った。１週間くらい前にメーカーから届いた顛末書には、「パーツの設計段階から見直す」と書かれていたが、今回の製品不良の原因については触れられていなかった。自分としてはメーカーに慰謝料の要求がしたいので、製造物責任（ＰＬ）法の対象となるかについて消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。なお、当該おもちゃのメーカー名、商品名は言いたくない。〈消費者〉**

⇒ＰＬ法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めている法律ですが、ここでいう「財産」には当該製造物は含まれないため、その製品自体のみに生じた損害についてはＰＬ法の対象になりません。しかし、その場合でも民法に基づく瑕疵担保責任等の要件を満たしていれば、販売者に対して損害賠償を請求できる可能性があり、「相当因果関係」が認められれば慰謝料等も対象となり得るでしょう。（なお、相談の内容・趣旨にもよりますが、おもちゃに関しては一般に、玩具ＰＬセンター（（社）日本玩具協会内）の方が、より専門的な対応を期待できます。）

7. **「昨年、石油ストーブを購入し、暖房シーズン終了後は芯の空焼きを行ってから収納した。５週間くらい前に、そのストーブの使用を再開することにした。最初に、ポリタンク（灯油用）に残っていた昨シーズンの灯油を給油して使用したが、そのときは特に異常はなかった。昨シーズンの灯油を使い切った後、空になったポリタンク２個を持って近所のガソリンスタンド（A）に行って灯油を購入し、それを給油してストーブを使用したところ、異**

臭がした。妻も『臭いがおかしい』と言うので、ストーブ内の灯油をポリタンクに戻した。別のポリタンクを用意し、別の元売系のガソリンスタンド（Ｂ）で灯油を買ってきて給油し、ストーブを使用したところ、異臭はなかった。そこで、Ａ店に申し出て灯油の返品を要求したのだが、燃焼中の異臭について信じてもらえない。灯油に問題があることをＡ店に示したいので、無料で検査してくれるところを紹介してほしい」という相談を受けている。当センター（市区町村）でも、また都道府県の消費生活センターでも、検査業務は行っていないのだが、どこか検査してくれるところはないか。〈消費生活Ｃ〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧（http://www.nite.go.jp/jiko/network/）が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト（http://www.kokusen.go.jp/test_list/）が掲載されていますが、検査費用は依頼者本人の負担となります。また、相談者がポリタンクに保管している灯油に問題があったとしても、Ａ店が販売したときの状態とは既に異なっている可能性があります。

◈ クレーム関連意見・報告等－２件

1. もともと高血圧症であるが、最近、気分が悪くなって、血圧を測定すると収縮期血圧が200を超えることが４～５回あった。そのときは結び付けて考えなかったが、症状が現れた15分くらい前にいつも△△社のゴキブリ用殺虫剤（エアゾール製品）○○を使用していたことを後から思い出したので、今は○○が症状の原因だったと考えている。△△社に対し補償等を要求するつもりはないが、消費者事故情報として行政機関に報告しておきたいと思い、消費生活センターに連絡したところ、医薬品ＰＬセンターおよび化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。まず医薬品ＰＬセンターに連絡したところ、「相談対象はヒト用の医薬品および医薬部外品である」と言われたので、化学製品ＰＬ相談センターで報告を受け付けてほしい。〈消費者〉

   ⇒消費生活センターが何を期待して両機関を紹介したのか分かりかねますが、医薬品ＰＬセンターも当センターも民間の機関です。消費者からの事故情報の通知先（行政機関）は、消費者庁（平成21年9月1日設立）または最寄りの消費生活センターとされていますので、お手数ですが消費生活センターに再度連絡するか、消費者庁にご連絡ください。なお、報告するにあたっては、かかりつけ医に○○の使用と血圧の上昇との関係についての見解を尋ねてみるなどして、○○と症状との因果関係をより明確にしておくとよいでしょう。［当センターからも当該消費生活センターに事情を確認したところ、「独立行政法人 国民生活センターの『全国消費生活情報ネットワーク・システム』（PIO-NET）には登録した」とのこと。］

2. 夫婦で飲食店を営んでいる。10日くらい前に、鼻水が出るので風邪を引いたと思い、臨時休業した。翌日に内科を受診し、アレルギー性鼻炎と診断されたが、アレルギー検査は受けなかった。その翌日、今度は妻に鼻水･咳の症状が現れ、自分がかかったのと同じ内科を２日後に受診したところ、やはりアレルギー性鼻炎と診断された。そのときは結び付けて考えなかったが、自分に症状が現れた３日前から、害虫駆除機を設置したことを後から思い出した。これは、△△社の営業担当者から害虫駆除機のレンタル設置を勧められて、試しに３日間だけ設置してみたものである。無人となる夜間に自動的に作動するタイプで、１日目は厨房に、２日目･３日目はフロアに設置した。自分達より後に店に入るアルバイト店員やお客様からは、健康被害が生じたという報告はない。しかし、自分達の症状の原因は、その害虫駆除機だったのではないかと思い、△△社に問い合わせたところ、「そのようなことはないはずだ」と言われた。納得できなかったので、内科医の診断書を提示して治療費と３日分の休業補償を要求したところ、「この診断書には因果関係が示されていないので、対応できない」と回答された。この件について、事故情報として行政機関に報告しておきたいと思い、消費生活センターに連絡したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒消費生活センターが何を期待して当センターを紹介したのか分かりかねますが、当センターは民間の機関です。業務用製品に関する事故情報の通知先(行政機関)について再度消費生活センターに問い合わせるか、地域の公衆衛生(環境衛生、薬事衛生、食品衛生など)に携わっている保健所に情報提供してみてはいかがですか。なお、情報提供するにあたっては、ご自身と奥様の症状の原因について、担当医に害虫駆除機を設置したことを伝えて見解を尋ねてみるなど、やはり症状との因果関係をより明確にしておくのがよいでしょう。[当センターからも当該消費生活センター(市区町村)に事情を伝え、後日、同消費生活センターから、「都道府県の消費者行政に報告し、当該製品について調査するよう依頼した」との報告あり。]

◈ 一般相談等

◆ いつも使用している食品用ラップフィルム○○に関し、電子レンジで使用した場合の安全性等について知りたい。〈消費者〉

⇒一般に、プラスチック製の食品用器具･容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし、当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは○○のメーカーである△△社にお問い合わせください。(なお、電子レンジで使用する場合は、

「電子レンジ使用可能」などと表示されていることを確認してご使用ください。ただし、電子レンジで使用可能なものであっても、電子レンジの機種等によって庫内の温度が耐熱温度を超えてしまう可能性もあるため、加熱の時間・温度の設定にも注意してください。また、油を多く含む食品の場合は、加熱されるとさらに高温になるため、食品がラップフィルムに直に接しないよう深めの耐熱容器に入れて、ラップフィルムが蒸気の圧力で破れることがないように少しゆるめにかけるとよいでしょう。）

- **給食用の食器（材質：メラミン樹脂）を購入しようと思う。カタログによると、耐熱温度は100℃で、煮沸消毒はできないとのことだ。当保育所では熱風消毒保管庫を使用しており、自治体の指導によって設定温度を85℃にしているが、実際の庫内温度は85℃以上と思われる。そのような条件下で何か有害物質が溶け出すことはないかについて、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈その他（保育所）〉**

  ⇒特定の製品の安全性等については、やはりそのメーカー等でなければ責任を持って答えることができず、当センターはお答えできる立場にありません。実際の庫内温度を踏まえた熱風消毒の適否について、当該食器のメーカーにお問い合わせください。

- **スーパーマーケットで購入したフライパンの表示によると、付属のフタ（強化ガラス製）のつまみの材質がメラミン・フェノール樹脂とのことだ。食品への混入で問題とされているメラミンのことか。手などに付着して食品と一緒に食べてしまった場合、安全性に問題はないのか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

  ⇒メラミン・フェノール樹脂は、メラミンとフェノールとホルムアルデヒドとを反応させてつくられるプラスチックで、メラミンとは別の物質です（メラミン・フェノール樹脂に関する一般的な情報については、合成樹脂工業協会（http://www.jtpia.jp/）にお問い合わせください）。一般に、プラスチック製の食品用器具・容器包装は、食品衛生法に基づく規格基準によって、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の製品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、確かなことは、ご使用のフライパンのメーカーにお問い合わせください。

- **子ども（小学生以下）が二人いるが、幼児のころにいつもタオルをしゃぶっていた。今のところ特に健康上の問題はないが、洗濯時にタオルに残留した洗濯用合成洗剤が、子ども達の今後の成長に影響を及ぼすことがないか心配になり、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉**

  ⇒洗濯用合成洗剤の安全性に関する一般的な情報については、日本石鹸洗剤工

業会(http://jsda.org/w/)に問い合わせるとよいでしょう。また、環境省のホームページに掲載されている「かんたん化学物質ガイド　洗剤と化学物質」(http://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/senzai/index.html)、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ　洗剤」(http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/product/detergent.html)なども参考にされるとよいでしょう。

◆ **「1年くらい前に水銀式体温計を割ってしまった。カーペットにこぼれた水銀を取りきれなかったため、その部分を切り取ってカーペットごと廃棄した。また、インターネットで『水銀は蒸発する』という情報を見つけたので、その部屋を使うのも止めていた。しかし、そろそろ部屋の使用を再開してみようと思うので、あらためて水銀の安全性に関する情報を確認しておきたい」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉**

⇒(財)日本中毒情報センター(http://www.j-poison-ic.or.jp/)のホームページに掲載されている「中毒情報データベース」、環境省の「化学物質ファクトシート」(http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html)などから情報提供。ただし、当該体温計に関しては、メーカーが分かればそのメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ **白内障を患っている。窓の障子を張り替えようと思っていたところ、姉が障子紙を譲ってくれたのだが、「蛍光剤配合」と表示されている。今までは蛍光剤が配合されていない障子紙を使用していたので、蛍光剤配合の障子紙から蛍光剤が放散して白内障に影響を及ぼすことがないか心配になり、消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒当センターでは、この件に関する知見を持ち合わせておりません。障子紙から蛍光剤が放散するかについては障子紙のメーカーに、また、蛍光剤配合の障子紙が白内障に影響を及ぼすかも含め、白内障患者の生活上の注意点については担当医にお問い合わせください。

◆ **市民グループなどから「“廃油石けん”をつくりたいが、問題はないか」等の問い合わせを受けることがある。「化学製品PL相談センターの『アクティビティーノート』に、手づくり“廃油石けん”の問題点について記載されている」との情報を得たので、該当記事を入手したい。〈消費生活C〉**

⇒該当記事を提供。

◆ **アセトンの販売に関わる法規制について教えてほしい。〈事業者〉**

⇒アセトンは、消防法に基づき、貯蔵または取扱いに際し、その量などに応じ、消防法施行令または市町村条例によって規制されています(詳しくは同法を所管する総務省消防庁、または市町村の危険物担当の課にお問い合わせください)。また、労働安全衛生法に基づき、譲渡または提供に際し、表示、文書の交付等が原則として義務づけられています(詳しくは同法を所管する厚生労働省にお問い合わせください)。さらに、用途等によって、これら以外の法律も適用される可能性があります。

- **「建築工事の元請業者から施工を依頼されたウインドウ･フィルムに、取扱い方法や品質に関する情報が添付されておらず、時間と労力を費やして取り寄せなければならなかった。取扱説明書等の添付を義務づけている法規制はないのか」という相談を受けている。〈行政〉**

⇒ウインドウ･フィルムを対象に表示や情報提供を義務づける法律はないものと思われますが、関係省庁にご確認ください。なお、今のお話だけでは、当該ウインドウ･フィルムの流通経路のどの段階から情報が提供されなかったのか不明ですが、ウインドウ･フィルムの施工等に関する一般的な情報について、日本ウインドウ･フィルム工業会(http://windowfilm.jp/)にも問い合わせてみるとよいでしょう。

- **調達元が分からない古い化学薬剤を廃棄する方法を知りたい。〈行政〉**

⇒貴機関内の化学担当部門、または貴機関の所在する自治体の廃棄物担当の課に相談してみてください。

２．　おでかけ情報

「農薬には、どんなはたらきがあるんだろう？」「人体に害はないのかな？」「どんな風に安全性が確保されているのかしら？」などの疑問について、専門の先生方から楽しく学びます。

【日時】2010年2月5日(金)　13:30～16:00

【会場】愛知芸術文化センター　会場までのアクセス　http://www.aac.pref.aichi.jp/facility/map.html

【主催】農薬工業会（電話：03-3241-0215）

【パネリスト】山本 廣基氏（島根大学学長、農学博士）、寺本 昭二氏（(財)残留農薬研究所理事長、農学博士）他

【申込方法】ホームページからお申し込みください。http://www.jcpa.or.jp/zemi/index.html

※　詳細は、ホームページをご参照ください。　http://www.jcpa.or.jp/zemi/index.html

３.　入手資料の紹介

—2009 年 12 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『月刊国民生活』№21、20010.1
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('09 年 10 月分)」2009 年 12 月 2 日
3. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2009.11
4. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2009 年 11 月度)』
5. (財)自動車製造物責任相談センター「2009 年 11 月の相談状況」2009 年 12 月
6. 日本化粧品工業連合会　ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成 20 年 12 月～平成 21 年 11 月)」
7. 日本石鹸洗剤工業会『環境年報　Vol.34 (2009 年度版)』2009 年 12 月
8. 日本石鹸洗剤工業会『ＣＬＥＡＮ　ＡＧＥ』№220、2009 年冬号
   - ＧＨＳに基づくラベル表示とは･･･こういうものです
   - 洗剤メモシート⑦ 洗剤と環境影響

４.　メディア情報から

—新聞(首都版)などで報道されている、化学物質･化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 消費者庁の｢消費者情報ダイヤル｣へ電話が殺到。対応などに見直し論も (11/23 日経)

＊ 消費者庁が特定保健用食品制度の見直しを開始 (11/26 読売･朝日･毎日･日経、12/1 読売)

＊ 子供のライター使用による火災や火傷の事故が多発しているとして、東京都が法律による規制などを提言。経済産業省が安全基準を定める方針 (11/20 産経、11/28 日経･朝日、12/7 読売、12/9 毎日、12/15 朝日)

＊ 改正特定商取引法が12月1日から施行 (11/24 読売、12/1 朝日･日経、12/3 日経、12/9 産経、12/11 毎日、12/15 日経)

＊ ゆたんぽ等による低温やけどに注意を (12/5 産経、12/6 日経･朝日、12/21 朝日)

＊ 国民生活センターがソフトコンタクトレンズ用消毒剤のアカントアメーバに対する消毒効果を調査 (12/16 読売、12/17 毎日･読売･日経･朝日)

★アクティビティーノートに関するご意見･ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/ＰＬcenter/

暮らしに役立つ法律の話

日常生活において知っていると何かと役立つ法律等について紹介します。

第１０回　不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）と公正競争規約

商品・サービスに、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、販売促進のために過大な景品がつけられたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。**不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）**では、消費者による自主的かつ合理的な選択が阻害されることのないよう、過大な「景品類」の提供や不当な「表示」を禁止しています。

景品表示法における「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの取引に付随して提供する物品、金銭など（値引き、アフターサービスなどを除く）をいいます。クイズや抽選への応募、商店街などでのくじびき等によって提供されるもののほか、商品に付いている“おまけ”や、来店者全員へのプレゼントなども基本的には該当します。そして、例えば“おまけ”であれば、商品価格の 10 分の 2 以内（商品価格が 1,000 円未満の場合には 200 円以内）というように、「景品類」の最高額や総額等を制限しています。

景品表示法における「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの内容（品質など）や取引条件（価格など）について行う広告・表示をいいます。商品本体による表示（容器・包装を含む）、店頭における表示、またチラシ・新聞・雑誌・テレビ・インターネット等による広告などが該当します。実際のものや競合他社のものに比べ、内容が著しく優良であると示す「表示」（これを「優良誤認表示」といいます）や、取引条件が著しく有利であると消費者に誤認される「表示」（これを「有利誤認表示」といいます）などが禁止されています。

そして、消費者庁が「優良誤認表示」に当たるか否かを判断するために必要と認めたときは、表示をした事業者に対して、一定期間内に、その表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出が求められます。特に効果・性能に関する表示を裏付ける資料にあっては、客観的に実証された内容のもの、すなわち試験・調査によって得られた結果、または専門家等の見解もしくは学術文献のいずれかに該当し、かつ、表示された効果・性能と提出資料によって実証された内容とが適切に対応していなければならないとされています。

「景品類」および「表示」については、**景品表示法**による法的規制のほかに、業界団体等が消費者庁長官および公正取引委員会の認定を受けて自主的に定めている公正競争規約によって、それぞれの事業分野における具体的なルールが示されている場合があります。公正競争規約に参加していない事業者に対する強制力はありませんが、参加事業者が公正競争規約に違反した場合には、各公正競争規約を運用する公正取引協議会による措置が講じられます。

公正競争規約のうち最も多いのは食品に関するものですが、化学製品に関係が深いものでは「化粧品」、「化粧石けん」、「家庭用合成洗剤及び家庭用石けん」、「歯みがき類」、「防虫剤」について定められています。例えば、「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約」では、「除菌」と表示する場合について、満たすべき除菌基準、表示すべき事項、してはならない表示などが定められています。

また、参加事業者の商品で公正競争規約に従い適正な表示をしていると公正取引協議会が認めたものに表示される「公正マーク」や、参加事業者の店頭に表示される「会員証」もありますので、商品等を選択する際の目安にするとよいでしょう。

★ 詳しくは…

消費者庁「景品表示法」　http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m01

(社)全国公正取引協議会連合会　http://www.jfftc.org/

※　次号の『アクティビティーノート』は、２月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。